

平成29年度
2017

久留米シティプラザ専門スタッフ職員 採用選考案内

B区分（経験者枠 ～ 舞台技術、広報・企画制作・運営）

久留米市では久留米シティプラザでの業務に従事するスタッフを募集します。

あなたの経験を久留米シティプラザで生かしてみませんか。

採用試験案内及び久留米シティプラザの概要は市のホームページからご覧いただけます。

《専門スタッフとは》

任期の定めのある非常勤特別職です。なお任期は原則1年で、平成32年度を限度として更新されることがあります。
(平成32年度は改正地方公務員法に基づく任用となります)

I 職種及び採用予定人員

職種	職務内容	採用予定人員
舞台技術	劇場等の舞台機構、照明等の操作管理及び公演事業の運営に関する業務等に従事します。	2名程度
広報 企画制作 運営	広報宣伝、公演等の企画制作及び実施に関する業務、映像機器等備品の貸出業務等に従事します。	1名程度

- (1) 選考申込みは、上記の職種のうち一つに限り受け付けます。
- (2) 採用予定人員は変更になる場合があります。
- (3) 上記職務内容のほか、他の職種または一般事務に従事することもあります。

II 応募資格

昭和33年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、募集する職種に対応した職務経験（舞台技術は職務内容に関連する就学経験も可）を有すること。

- (1) 国籍は問いません。日本国籍を有しない人の応募資格等の詳細は、4ページⅧに記載しています。
- (2) 任期中は、久留米市職員として職務に専念していただくため、民間企業等に就業中の方は離職する必要があります。
- (3) 応募時に、各職種に関する職務経験を報告する書類（職務経験報告書）を提出していただきます。また、最終合格者は、職歴または就学を証明する書類（在職証明書等）を提出していただきます。応募資格に係る証明ができない場合には採用されません。
- (4) 上記の応募資格があっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③ 久留米市職員として懲戒免職等の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

Ⅲ 採用予定日及び任期について

任期等	
採用予定日は原則として平成30年4月1日となりますが、それ以前に採用される場合があります。任用期間は、1年目は採用日から年度末までで、2年目以降は1年間、最長で平成32年度末までを限度として更新されることがあります。ただし、その任期中に満63歳に到達した場合は、その年度末までとなります。また、更新された場合において、法律の改正に伴い、勤務条件等が変更されることがあります。	

Ⅳ 選考の方法及び内容

選考科目		方法・内容
第1次選考	書類審査 (事前提出)	申込時に提出された提案書等により、職務に対する専門的な知識や能力、表現力、企画力について審査を行います。
第2次選考	面接試験	面接を通じて専門スタッフ職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。また、面接の中で、第1次選考時に提出された提案書の内容について質疑応答を行います。

- (1) 第2次選考時には、受付番号票を持参してください。
- (2) 第2次選考の日時や場所等の詳細なスケジュールは、第1次選考合格者に対して別途ご案内します。

Ⅴ 申込受付期間及び応募手続

1 申込受付期間・結果発表日等

申込受付期間	第1次選考結果発表	第2次選考日	最終合格者発表
11月15日(水) ~12月15日(金)	12月22日(金)	平成30年 1月10日(水) 詳細は第1次選考合格者に 別途案内	1月17日(水)

- (1) 郵送の場合は12月15日(金) 必着です。
- (2) 申込受付は土曜、日曜、祝日を除きます。
- (3) 受付時間は、10時から17時15分までとなります。
- (4) 結果発表日及び第2次選考日は予定です。変更があった場合は別途お知らせします。なお、第2次選考日の日程に都合がつかない場合は、お問い合わせ先までお知らせ下さい。
- (5) 選考において一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
- (6) 提出された申込み書類は、一切返却いたしません。
- (7) 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

2 応募手続

- ① 「選考申込書」、「職務経験報告書」、「受付番号票」に必要事項を記入してください。
 - ② 別紙の「久留米シティプラザ専門スタッフ職員選考書類審査」にある課題を確認し、「提案書」を作成してください。
- ①と②を次のいずれかの方法で提出してください。

- 持参する場合 久留米シティプラザ（久留米市六ツ門町8-1）2階総合受付へ
- 郵送する場合 封筒の表に「久留米シティプラザ専門スタッフ職員選考申込」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米シティプラザ総務課あてに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については一切責任を負いません。

受付番号票は郵便はがきの裏にはがれないように貼り付け、はがきの表に、受付番号票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。

3 受付番号票の交付

持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受付番号票が届かない場合又は紛失した場合は、必ず久留米シティプラザ総務課まで連絡してください。

VI 合格者発表の日程

結果発表日（2ページVを参照）の午前9時を予定。合格者の受付番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、申込者全員に対してその合否の結果を郵送で通知します。

VII 給与及び勤務条件等

種 類	内 容
給料	採用者の経歴等に応じて決定します 大学卒業後、勤続年数 6年の例：月額217,300円 大学卒業後、勤続年数16年の例：月額258,400円
諸手当	時間外勤務手当及び特別給（期末手当相当分：平成28年度実績3.25ヶ月分）が支給されます。なお、それ以外の手当（通勤・住居手当等）はありません。
勤務時間	1日あたり7時間30分（週37時間30分程度） 8時30分から22時30分までの間の指定する時間でのシフト勤務
休日等	原則4週を通じて8日。祝日及び年末年始に相当する日
休暇	年次有給休暇、特別有給休暇等があります
健康保険・年金等	全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます
勤務地	久留米シティプラザ

(1) 上記金額は給与改定等により変更になることがあります。

Ⅷ 日本国籍を有しない人の応募資格

1 応募資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

2 選考の方法及び内容

第1次、第2次選考における書類審査、面接試験等はすべて日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答もすべて日本語で行っていただきます。

Ⅸ 選考申込及びお問合せ先

〒830-0031 久留米市六ツ門町8-1
久留米市 市民文化部 久留米シティプラザ総務課
【電話】0942-36-3081 【FAX】0942-36-3087
【アドレス】plaza@city.kurume.fukuoka.jp 担当 山田、益岡
【久留米シティプラザホームページ】<http://kurumecityplaza.jp>
(市ホームページ : <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>)

申込み受付会場案内図

